

平成30年度 第2回 鳥取県手話施策推進協議会 次第

日時：平成31年1月28日（月）

午後3時～午後5時

場所：県庁特別会議室（議会棟3階）

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

○鳥取県手話施策推進計画に関する意見交換

4 報告事項

○平成31年度当初予算（案）関連

5 その他

6 閉 会

鳥取県手話施策推進協議会 委員等名簿

区分	所 属 等	氏 名	備 考
当事者団体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会事務局長	石橋 大吾	
	鳥取県東部聴覚障がい者センター	尾田 里美	
関係者団体	全国手話通訳問題研究会鳥取支部	国広 生久代	
	鳥取県手話サークル連絡協議会	藤井 貴子	
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子	欠席
事業者	障害者福祉センターあさひ園園長	前根 隆彦	欠席
	鳥取医療センター事務部長	徳永 正広	欠席
教 育	元鳥取県立鳥取聾学校教頭	下田 研嗣	

オブザーバー	鳥取市障がい福祉課長	山本 博久	
	岩美町福祉課長	大西 正彦	
	湯梨浜町教育委員会教育長	土海 孝治	欠席
	鳥取労働局職業安定部職業対策課長	黒阪 慎也	
	NHK鳥取放送局企画編成部副部長	河野 悌久	
	鳥取県病院局長	松岡 隆広	
	鳥取県警察本部人材育成課長	松原 信成	欠席
	日本財団ソーシャルイノベーション本部 公益事業部 部長	石井 靖乃	欠席

事 務 局	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長	谷 俊輔	
	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課社会参加推進室長	明場 達朗	
	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課長	山本 伸一	
	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課指導主査	綾女 京子	

平成30年度鳥取県手話施策推進協議会（第2回）
資料目次

- 1 鳥取県手話施策推進計画に関する意見・・・・・・・・・・ P 1～3
- 2 平成31年度当初予算（案）について・・・・・・・・・・ P 4～6

（別冊）手話言語条例
鳥取県手話施策推進計画 [平成27年3月策定]

鳥取県手話施策推進計画に関する意見一覧

項目	意見の内容	意見する理由	意見者
(1)手話の普及、ろう者に対する理解促進			
ア 地域、職場等における手話の普及	手話言語の習得を続けながら、災害時等に助け合える環境づくりを進める。	○地域、職場等における手話の普及に取り組んでいるが、本来の目的に達していない。	石橋
イ 教育における手話の普及	手話普及支援員を活用した授業等の検証をしてはどうか。	○手話普及支援員を活用した手話言語学習の継続が、学校で行われているかどうかの検証が必要。	石橋
	手話普及支援員が伝える内容に統一性を持たせるため、年数回の研修会を実施してはどうか。	○派遣依頼の内容が不十分で、学校を訪問し、授業 30 分前の短時間の打合せだけでは準備不足になってしまう。 ○通常、手話通訳は過度な負担を避けるため、15 分程度で交代するが、普及員がろう者とペアで学校を訪問する場合 45 分授業の読み取り・聞き取り通訳を一人で担っているのではないか。 ○コーディネーターが現状を把握して、対応しているか疑問である。	藤井
	手話普及コーディネーターは専門性のある人材の配置が必要ではないか。	○手話普及支援員によって指導方法が統一されていない。手話普及支援員が目的を持って支援しているか疑問。	尾田
ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信			
(2)手話を使いやすい環境整備			
ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実	手話通訳者等の頸肩腕障がいを予防するための健康管理講習会及び検診を追記してはどうか。	○昨年度から健康管理研修会が開催されている。「講習会」と「検診」の実施について、計画の中に追記した方がよい。 ○検診結果により、頸肩腕を発症した人のフォロー体制を関係者で協議する場を設けた方がよい。	国広
	専任講師の配置が必要ではないか。	○手話通訳者の高齢化が進んでおり、手話通訳者の増加と手話通訳の質の向上が必須。	尾田
	専任講師の配置と登録講師の資質の向上が必要ではないか。[登録手話通訳者を増やすべく、数値目標を見直してはどうか]	○非常に派遣が増加している。 ○登録手話通訳者数は増加しており、H35 には 65 名達成できる見込み。 ○現状では登録手話通訳者の不足が深刻であるため、登録手話通訳者を増やすべく、目標値を 80 名に変更してはどうか。	石橋

	手話通訳者養成の時間帯・講師団等について鳥取県聴覚障害者協会への一任ではなく、関係団体も含めて協議を実施してはどうか。	○手話通訳者の養成に当たっては、当事者であるろう者に学ぶことは意義がある。一方で、通訳を学ぶのに受ける側と提供する側、双方の立場を理解することが大事で、提供する側が話すのがよいのではないかと考える。 ○県内には長年手話通訳を担ってきた手話通訳士、手話通訳者が多くいる。その人たちをうまく活用することで、充実した研修ができ、協会の負担も軽減するのではないかと。	藤井
イ 聴覚障がい者相談事業の充実	手話学習者等による見守り手話ボランティアの検討がなされていない。	○圏域によっては高齢者が定期的集まっていると聞いており、その集まりが見守りの場となれば項目は必要ないと考え。 ○その集まりで聞こえる人との交流機会ができていないのか状況がわからない。関係者の意見を聞き、項目を削除するかどうか検討した方がよい。そのままであれば、聞こえる人との交流機会をどのようにするかを関係者と協議した方がよい。	国広
ウ 鳥取聾・難聴学級における手話教育の推進	専門性のある教員の適切な配置が必要ではないか。	○子どもたちが、手話言語によるコミュニケーションを図るために手話言語を体系的に学べる環境も必要と考える。	石橋
エ 新しい手話コミュ環境の創出			
オ ろう者が働きやすい環境づくり	企業等の事業所に対する情報保障費を限定的に支援してはどうか。	○ろう者が聞こえる人と同等に働ける環境を整えるため、情報格差、コミュニケーションエラーを減らすことが必要と考える。 ○ろう者は気遣ってなかなか情報保障を求めることなく、我慢している状況にあるため、限定的な支援が必要。	石橋
カ とつとりの手話の文化的発展			
(3)その他			
条例	「手話」を「手話言語」に変更		石橋
数値目標	計画策定以来、目標達成に向け努力されていることから、実績値の到達度合いに関わらず、平成35年度までの間は計画変更の見直しをすべきではない。	○高い目的意識を持って活動されている関係者のモチベーションの維持のため。	徳永
	手話言語による情報発信及び行政窓口での手話言語対応ができる職員の数値目標を設けてはどうか。	○手話言語による情報発信が乏しい。 ○行政窓口での手話言語対応ができる職員の増加がどこまで進んでいるか具体的な数値を出すべきである。 ○観光施設なども手話言語による映像ガイドが一つもない。	石橋
	(2)ア 再掲 登録手話通訳者を増やすべく、数値目標を見直ししてはどうか。	○登録手話通訳者数は増加しており、H35には65名達成できる見込み。 ○現状では登録手話通訳者の不足が深刻であるため、登録手話通訳者を増やすべく、目標値を80名に変更してはどうか。	石橋

平成31年度当初予算（案）

【障がい福祉課】

①手話の普及

(単位：千円)

平成31年度当初予算			摘要
区 分	事業内容	要求額	
ミニ手話講座の開催	2時間/回程度の県民向け手話講座を県内各地で開催する。	1,645	
手話学習会開催経費の補助	企業等が開催する手話学習会開催経費に係る補助金	1,350	県社協
手話検定受験料の補助	県民等が手話検定を受験する際の受験料に係る補助金	338	県社協
手話サークルへの補助	手話サークル活動を推進するための補助金	600	
手話啓発イベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント開催経費に係る補助金	800	
聴覚障がい者福祉研修会への補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金	65	
居場所づくりへの支援	地域住民と交流できるサロンを設置し、障がい者が孤立化しないよう交流の機会を提供する取組に支援する。	1,000	
難聴者等向けコミュニケーション学習会への支援	手話に苦手意識を持つ難聴者等やその家族を対象に手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習回答を開催するための補助金	850	
合 計		6,648	

②手話を使いやすい環境整備

(単位：千円)

平成31年度当初予算			摘要
区 分	事業内容	要求額	
ICTを活用した遠隔手話通訳サービス・電話リレーサービス	遠隔手話通訳サービス及び電話リレーサービスを実施する。また、ICT技術を有効に活用し、生活に役立ててもらうため、ろう者向けICT学習会を開催するとともに、手話通訳者のレベルアップを図るため、研修への派遣を行う。	14,407	
音声文字変換システム	手話に慣れていない難聴者のコミュニケーションを支援するため、聞こえる人の音声文字に変換して表示するシステムを運用する。	877	
手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。	6,576	
手話通訳者設置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。	32,532	
手話通訳者養成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施する。	9,016	
手話通訳者指導者養成研修への派遣	2名の手話通訳者指導者（候補）を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。	1,242	

手話通訳者等の頸肩腕障がい対策	手話通訳者等が頸肩腕障がいに関する健康診断を受けるための体制を整備する。	1,806	
鳥取県手話施策推進協議会の経費	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費	371	
とっどりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金	100	
聴覚障がい者相談員設置事業	3圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。	22,458	
手話通訳者等派遣費の補助	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費補助	1,000	
合 計		90,385	

③手話パフォーマンス甲子園

(単位：千円)

平成31年度当初予算			摘要
区 分	事業内容	要求額	
全国高校生手話パフォーマンス甲子園非常勤職員(情報発信担当)	手話パフォーマンス甲子園に関する広報・情報発信を担当する非常勤職員1名を配置する。	2,446	

④聴覚障がい者センター関連経費

(単位：千円)

平成31年度当初予算			摘要
区 分	事業内容	要求額	
字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	3,758	

⑤要約筆記事業

(単位：千円)

平成31年度当初予算			摘要
区 分	事業内容	要求額	
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。また、同指導者養成研修受講者から他の要約筆記者指導者に対し、受講内容の伝達研修を実施する。	9,831	
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。	8,101	
合 計		17,932	

【特別支援教育課】

①ろう児が手話を学び、手話で学習していく取組を進める。

(単位：千円)

平成31年度当初予算			概要
区分	事業内容	要求額	
聴覚障がい基礎研修会の開催	初任者・転入職員対象の研修会を開催する。	23	
手話講座の開催	教職員の手話技術の向上を図るため、鳥取聾学校教職員及び寄宿舎指導員対象の手話講座を開催する。	126	
聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催	聴覚障がいに関する専門研修会を開催する。	152	
手話講座等への参加経費の助成	教職員の手話奉仕員等養成講座への参加経費を助成する。	120	
教職員の手話技能検定助成制度	教職員の手話検定料(補助率10/10、1回分)及び通信教育受講料(補助率1/2、上限1万円)を補助する。	535	
手話通訳者の派遣	校内研修会、PTA会議、職員会議等へ手話通訳者を派遣する。	1,028	
合計		1,984	

②すべての児童・生徒が手話を学ぶ機会をつくる。

(単位：千円)

平成31年度当初予算			概要
区分	事業内容	要求額	
手話普及コーディネーター・手話普及支援員の配置	ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進の活動を行う手話普及コーディネーター及び手話普及支援員(ボランティア)を配置し、学校への派遣を行う。	9,979	
鳥取聾学校教職員による出前講座の開催	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体へ出前講座を開催する。	165	
手話学習教材の作成	手話ハンドブック(小学校新1年生等)及び手話言語条例学習教材(中学校新1年生)の作成	2,283	
合計		12,427	

鳥取県手話言語条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 手話の普及（第8条—第16条）

第3章 鳥取県手話施策推進協議会（第17条—第23条）

附則

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。

しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。

鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とろう者以外の者との意思疎通を活発にすることがその出発点である。

手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（手話の意義）

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

（基本理念）

第3条 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を

互いに尊重することを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

第2章 手話の普及

(計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第11条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第12条 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第13条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第14条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第15条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 鳥取県手話施策推進協議会

(設置)

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 第8条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第18条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第19条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手話施策推進計画

鳥 取 県

平成27年3月

目次

はじめに	P 1
1 計画の位置付け、計画期間	P 2
(1) 計画の位置付け	
(2) 計画期間	
2 計画の検討経過	P 2
3 計画の理念	P 2
4 施策の基本的な考え方	P 2
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進	
(2) 手話を使いやすい環境整備	
5 施策推進イメージ	P 3
6 手話施策推進方針	P 3
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進	
ア 地域、職場等における手話の普及	
イ 教育における手話の普及	
ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信	
(2) 手話を使いやすい環境整備	
ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実	
イ 聴覚障がい者相談事業の充実	
ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進	
エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出	
オ ろう者が働きやすい環境づくり	
カ とっとりの手話の文化的発展	
7 数値目標	P 5
8 鳥取県手話施策推進協議会委員名簿	P 6

はじめに



平成25年10月、「手話を言語として認めて欲しい」というろう者の切実な声を受け、鳥取県は全国に先駆けて手話言語条例を制定しました。以後、本県では手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を進め、ろう者と聞こえる人が共生する社会の実現に向けて取組を進めています。

人口最少の本県での条例制定が「力」となり、同様の条例が他の自治体へ、手話言語法制定を求める決議が全国へと急速に広がっています。また、県内でも手話に対する県民の関心はかつてないほど高まり、ろう者には「手話が認められたことは、ろう者が認められたこと」という自信も生まれています。

手話の普及は、全ての聞こえる人がろう者を理解し手話を学び、聞こえる・聞こえないに関係なく、交流を深めていくことが重要です。それは学校教育、社会生活等のあらゆる場面で多面的に進めていく必要があります。また、ろう者と聞こえる人の橋渡しの役割を担う手話通訳者等はその専門技術を高め、ろう者は自らも手話の普及やろう者への理解を深めるために積極的に社会に関わっていく必要があります。

行政、ろう者、手話通訳者等の関係者、事業者、一般県民がそれぞれの立場で手話に関わり、交流を深めながら同じ目標に向かって歩んでいくことが、共生社会実現の基礎となります。

本県では、条例で定める理念実現のため、このたび「鳥取県手話施策推進計画」を策定しました。この計画では、継続的に手話施策を推進するために、多様な取組の基本方針等を定めています。今後はこの計画に基づき、手話施策を強力に進め、全国初の挑戦、手話革命を成就させるべく、鳥取県は突き進んでまいります。

なお、計画策定にあたっては、鳥取県手話施策推進協議会の委員、オブザーバーの皆様方をはじめ、手話に関するアンケート、パブリックコメント等を通じ、多くの県民の皆様から貴重なご意見、ご指導をいただきました。改めて、厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

鳥取県知事 平井 伸治

1 計画の位置付け、計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、鳥取県手話言語条例（以下「条例」といいます。）第8条第1項に基づき、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

(2) 計画期間 平成27年度から平成35年度まで

2 計画の検討経過

本計画策定に当たっては、手話に関するアンケート、パブリックコメントで得られた意見を参考としながら、鳥取県手話施策推進協議会において約1年間、計5回にわたる議論を行い、計画内容の検討を行いました。

平成26年 3月 手話施策推進協議会1 … 計画案の骨子を検討
5月 手話施策推進協議会2（手話に関するアンケート検討会）
6月～8月 手話に関するアンケートを実施
（ろう者、手話関係者、一般県民）
10月 手話施策推進協議会3 … 計画素案を検討
12月 手話施策推進協議会4 … 計画案を検討
平成27年 1月～2月 計画案に関するパブリックコメントを実施
3月 手話施策推進協議会5 … 計画案を検討

3 計画の理念

手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を通じて、ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。

4 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、以下の考え方を基本とします。

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれています。

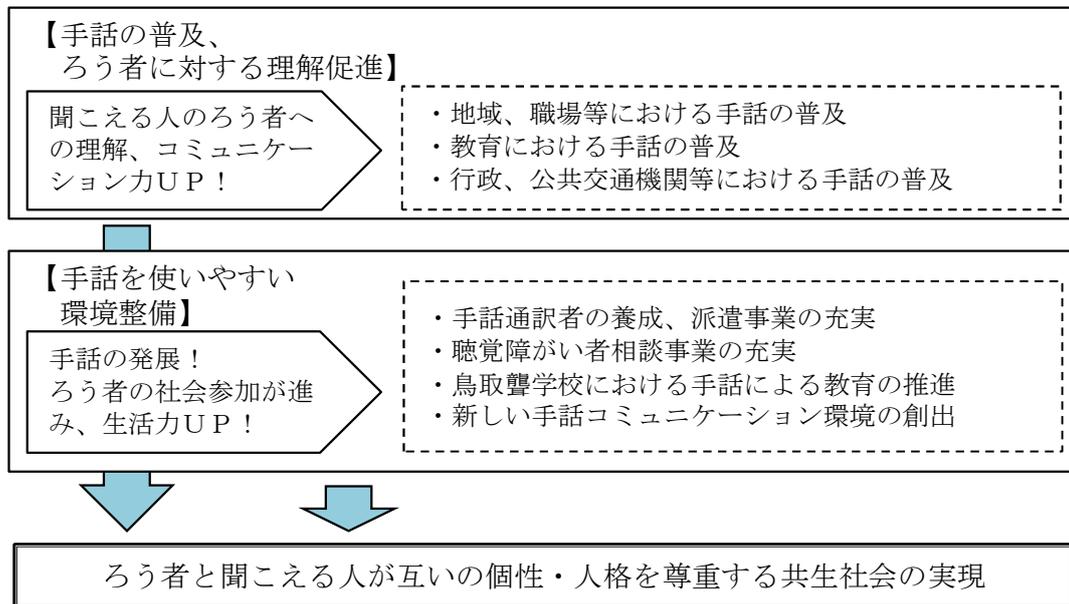
手話の普及は、手話表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者と聞こえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうことを大切にして推進します。

(2) 手話を使いやすい環境整備

ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成など、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

5 施策推進イメージ

計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり施策推進イメージを示します。



6 手話施策推進方針

次のとおり、手話施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

ア 地域、職場等における手話の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と聞こえる人が簡単な手話で日常会話ができ、ろう者と聞こえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。

また、多くの人が手話に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。

【実施施策】 県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園の開催、手話啓発イベントへの助成等

イ 教育における手話の普及

小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話を学

ぶ機会をつくります。

【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学习の推進等

【予定施策】学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定

ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信

ろう者への理解、手話学習を進め、手話を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話による情報発信を進めるとともに、行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。

【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での手話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金等

(2) 手話を使いやすい環境整備

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話の多様化・専門化に対応するため、現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。

また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。

一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。

【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置等

イ 聴覚障がい者相談事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。

また、福祉施設等に入所中のろう者、独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士又はろう者と聞こえる人との交流機会創出も検討します。

【実施施策】聴覚障がい者相談員

【予定施策】手話学習者等による見守り手話ボランティア

ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進

教職員の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくするとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。

また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話の学習機会を提供します。

【実施施策】鳥取聾学校地域支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上等

エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出

ICTは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。

【実施施策】遠隔手話通訳サービス（+代理電話支援サービス）

【予定施策】ろう者向けICT学習会、[再掲]手話学習者等による見守り手話ボランティア等

オ ろう者が働きやすい環境づくり

聴覚障がい者就労支援事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。

【実施施策】聴覚障がい者就労支援事業

カ とっどりの手話の文化的発展

地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。

【実施施策】とっどりの手話を創り、守り、伝える事業補助金

7 数値目標

今後、手話施策の推進により、目標とすべき数値を示します。

区分	H24	H25		H35目標	備考
登録手話通訳者数	32人	35人	→	65人	H24の2倍
【関連施策】手話通訳者養成研修事業					
手話通訳者設置事業人役	1.52人役	1.52人役	→	4.50人役	H24の3倍
手話通訳者派遣件数（団体派遣）	461件	693件	→	1,400件/年	H24の3倍
【関連施策】手話通訳者派遣事業					
手話講座等受講者数		1,242人/半年	→	2,500人/年	H25並み
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金					
手話等に対応できる職員が県職員（行政職員）に占める割合			→	15%	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催					
学校における手話の取組の実施率			→	100%	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定					

（参考1）登録手話奉仕員数 72人（平成26年度）

（参考2）登録手話通訳者数のうち、コミュニケーション支援センターふくろう（現：（公社）鳥取県聴覚障害者協会）職員 平成24年度：8人、平成25年度：7人